

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があります。

このため、地震等により通常の基準を見直す必要があると考えられた場合、都道府県砂防部局と地方気象台等が基準の取り扱いについて協議し、通常よりも発表基準を引き下げた暫定基準を速やかに設定することとしています。

土砂災害警戒情報の発表基準を暫定的に引き下げて運用している地域一覧

(引き下げの要因別に掲載しています)

令和7年3月19日現在

○ 令和6年1月1日16時10分頃の石川県能登地方の地震

通常基準に 対する割合	対象地域
7割	石川県：志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、能登町、珠洲市
8割	石川県：羽咋市、宝達志水町、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、能美市

○ 令和6年8月8日16時43分頃の日向灘の地震

通常基準に 対する割合	対象地域
7割	宮城県：日南市
8割	宮城県：宮崎市、都城市、串間市 鹿児島県：大崎町